

○ 招 集 告 示

住田町告示第8号

第10回住田町議会臨時会を次のように招集する。

平成29年5月16日

住田町長 多 田 欣 一

1 期 日 平成29年5月26日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	佐々木 初 雄 君	2番	佐々木 信 一 君
3番	瀧 本 正 徳 君	4番	菅 野 浩 正 君
5番	佐々木 春 一 君	6番	村 上 薫 君
7番	林 崎 幸 正 君	8番	泉 田 是 重 君
9番	高 橋 靖 君	10番	欠 員
11番	阿 部 祐 一 君	12番	菊 池 孝 君

不応招議員（なし）

議事日程（第1号）

平成29年5月26日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第 1号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 2号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 1号 大船渡消防署住田分署新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	佐々木 初 雄 君	2番	佐々木 信 一 君
3番	瀧 本 正 徳 君	4番	菅 野 浩 正 君
5番	佐々木 春 一 君	6番	村 上 薫 君
7番	林 崎 幸 正 君	8番	泉 田 是 重 君
9番	高 橋 靖 君	10番	欠 員

11番 阿部 祐一 君

12番 菊池 孝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 多田 欣一 君

その他議場に出席した者の職氏名

副 町 長	横 澤 孝 君	教 育 長	菊 池 宏 君
総 務 課 長 兼選挙管理 委員会書記長	佐 藤 英 司 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	中 里 学 君
企画財政課長	横 澤 則 子 君	町民生活課長	梶 原 ユカリ 君
保健福祉課長兼 地域包括支援 センター長	伊 藤 豊 彦 君	建 設 課 長	熊 谷 公 男 君
農 政 課 長 兼農業委員会 事 務 局 長	紺 野 勝 利 君	林 政 課 長	千 葉 純 也 君
教 育 次 長	松 田 英 明 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高橋 俊一 係 長 佐々木 隆 児

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（菊池孝君） ただいまから平成29年第10回住田町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は11人です。
定足数に達していますので、会議は成立しました。
-

◎開議の宣告

- 議長（菊池孝君） これから本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（菊池孝君） これから諸般の報告をします。
職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

- 議長（菊池孝君） 次に、閉会中の議員辞職許可の報告を行います。

水野英哉議員より、平成29年4月30日をもって辞職したい旨の辞職願が提出され、辞職願を許可しましたので報告します。

- 議長（菊池孝君） 町長より行政報告があれば発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（菊池孝君） 教育委員会より行政報告があれば発言を求めます。

教育長、菊池宏君。

- 教育長（菊池宏君） 教育委員会からは1点ご報告いたします。すでに、すみたテレビ、東海新報等で報道されておりますが、文部科学省の4月1日付け通知により研究開発校として町内小中学校及び県立住田高等学校の計5校が正式に指定となりました。これにより第1期4年間これからの地方創造を担う人材育成の教育のあり方研究に取り組んでまいることになります。全町を挙げての取組にしていきたいと思いますと考えております。

- 議長（菊池孝君） これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊池孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、6番、村上薫君、7番、林崎幸正君を指名します。

◎会期の決定

○議長（菊池孝君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊池孝君） 日程第3、報告第1号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 報告第1号、平成28年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告いたします。

一般会計。2款総務費、1項総務管理費は住田町再生可能エネルギー活用推進計画策定事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は375万円で、その財源内訳は一般財源であります。

同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は個人番号カード関連事務等委託交付金事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は46万4千円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金であります。

3款民生費、1項社会福祉費は臨時福祉給付金給付事業にかかわるものであり、平成29年

度への繰越額は2,417万6,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金であります。

6 款農林業費、2 項林業費は林業振興対策事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は384万円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金が192万円、一般財源が192万円であります。

同じく 6 款農林業費、2 項林業費は森林・林業再生基盤づくり交付金事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は789万9,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金が658万2,000円、一般財源が131万7,000円であります。

8 款土木費、1 項道路橋りょう費は橋りょう補修事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は512万5,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として国県支出金が358万7,000円、一般財源が153万8,000円あります。

9 款消防費、1 項消防費は住田分署建設事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は5億1,206万7,000円で、その財源内訳は未収入特定財源として地方債が5億1,050万円、一般財源が156万7,000円あります。

11 款災害復旧費、1 項公共土木災害復旧費は公共土木災害復旧事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は2,000万円で、その財源内訳は未収入特定財源として国庫支出金が1,140万7,000円、地方債が540万円、一般財源が319万3,000円あります。

簡易水道事業特別会計。1 款簡易水道費、1 項簡易水道は簡易水道配管台帳整備事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は1,175万円で、その財源内訳は未収入特定財源として地方債が1,170万円、一般財源が5万円あります。

下水道事業特別会計。1 款下水道費、1 項下水道費は下水道台帳管理情報整備事業にかかわるものであり、平成29年度への繰越額は457万円で、その財源内訳は未収入特定財源として地方債が450万円、一般財源が7万円あります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項に基づく繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（菊池孝君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号 平成28年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第4、承認第1号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第1号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億21万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ51億7,108万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表により、地方債の補正を第2表によりご説明いたします。

まず、歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の、2歳入をごらんください。

2款地方贈与税326万5,000円の増、3款利子割交付金31万4,000円の減、4款配当割交付金42万1,000円の増、5款株式等譲渡所得割交付金37万8,000円の増、6款地方消費税交付金1,203万8,000円の増、7款自動車取得税交付金131万2,000円の増、8款地方特例交付金14万3,000円の増、9款地方交付税9,439万4,000円の増、10款交通安全対策特別交付金18万9,000円の増は、それぞれ額の確定によるものです。

13款国庫支出金47万7,000円の減は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金47万5,000円の減、個人番号カード交付事業費補助金2,000円の減によるものです。

16款寄付金406万2,000円の増は、指定寄附金の増によるものです。

20款町債1,520万円の減は、過疎地域自立促進1,670万円の減、橋りょう補修190万円の増が主なものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の、3歳出をごらんください。

2款総務費2万1,000円の増は、個人番号カード関連事務等委託交付金の増によるものです。

6款農林業費598万9,000円の減は、林業振興事業費補助金の減によるものです。

8款土木費879万5,000円の減は、住宅リフォーム事業費補助金329万5,000円の減、住宅建築事業費補助金550万円の減によるものです。

11款災害復旧費は財源組み換えによるものです。

13款諸支出金1億1,593万1,000円の増は、町づくり応援基金積立金406万2,000円の増、財政調整基金積立金1億490万円の増、東日本大震災復興基金積立金696万9,000円の増によるものです。

14款予備費95万7,000円の減は、予算調整によるものです。

次に、第2表地方債の補正についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更です。

変更は、過疎地域自立促進事業は1,670万円減額し7,060万円に、橋りょう補修事業は190万円増額し730万円に、公共土木施設災害復旧事業債は40万円減額し540万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上、平成28年度住田町一般会計補正予算（第8号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 平成28年度住田町一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関

し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第5、承認第2号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 承認第2号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,426万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8億8,504万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

3ページ歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧願います。

なお、詳細は5ページからです。

歳入について説明いたします。

5款県支出金1項県負担金1,426万9,000円の増は、介護給付費負担金の増であります。

次に歳出について説明いたします。1款総務費1項総務管理費1万2,000円の減は、参考書代の減であります。3項認定調査費1万2,000円の増は、主治医意見書作成料5万2,000円の増と、認定調査委託料4万円の減であります。2款保険給付費1項介護等給付費1,426万9,000円の減は、財源組み換えであります。4款基金積立金1項基金積立金1,426万9,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増であります。

平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分
に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 平成28年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決
処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第6、承認第3号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第1号）
の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 承認第3号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第1号）
の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万円を追加し、歳
入歳出の予算の総額をそれぞれ46億2,870万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入をご覧ください。

17款繰入金170万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものです。

続きまして歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出をご覧ください。

2款総務費161万5,000円の増は、町議会議員補欠選挙の執行に伴うポスター掲示板の設置等委託料や、原材料費等の計上が主なものです。14款予備費8万5,000円の増は、予算調整によるものです。

以上、平成29年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、町議会議員補欠選挙の執行に対応するためのものであり、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、平成29年5月2日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第7、承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里学君） 承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、所要の規定を整理しようとするものでございます。

改正条文に沿ってご説明いたします。

改正条例第1条1ページから15ページの部分でございます。第1条による改正は、法律改正に併せて改正しようとするものでございます。

改正条例第2条15ページから16ページの部分でございます。第2条による改正は、第1条のうち、附則第5条について、配偶者控除等に係る見直し部分を平成31年1月1日から施行することとしたものでございます。

改正条例第3条16ページの部分でございます。第3条による改正は第1条のうち附則第10条の2について都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することを規定したものでございます。

改正条例第4条16ページから17ページの部分でございます。第4条による改正は消費税率の引き上げ時期を平成31年10月1日とする変更に伴い規定の整備を行ったものでございます。

次に改正条例第5条17ページから18ページの部分でございます。第5条による改正はエコカー減税及びグリーン化特例の見直しにかかる改正に伴い、住田町税条例附則第6条について、住田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を改正した、住田町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する改正により、改正される前の規定に改正し、平成29年4月1日施行としたものでございます。

改正条例第6条19ページの部分でございます。第6条による改正は附則第16条の2について第5条と同じく規定したものでございます。

改正条例附則19ページから20ページの部分でございます。附則の第1条は施行期日を定めた部分で、施行期日をそれぞれ平成29年4月1日、公布の日、平成31年1月1日、31年10月1日、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。第2条は町民税に関する経過措置を定めた部分で、第1項は平成28年度分までは従前通りとしたもの、第2項は施行日が平成31年1月1日の部分について、平成30年度分までの個人町民税は従前通りとしたもの、第3項は法人町民税の延滞金については平成29年1月1日以後に納期限が到来するも

のについて適用するものとしたものでございます。第3条は固定資産税に関する経過措置を定めた部分で、第1項は平成28年度分までは従前通りとしたもの、第2項は新条例第61条第8項及び附則第10条による改正後の地方税法の規定は平成28年4月1日以降に発生した震災等に係る償却資産の平成29年度以後の固定資産税について適用するものとしたもの、第3項は新条例第61条の2の規定について、平成29年度分の固定資産税までは従前通りとしたもの、第4項は新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定について、平成28年4月1日以降に発生した地震に係る平成29年度以後の固定資産税に適用し、それ以前のものについては従前通りとしたもの、第5項は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。第4条は、軽自動車税に係る経過措置を定めた部分で、第1項は別段の定めのあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとしたもの。第2項は、軽自動車税の納付額に不足があった場合、納期後に別の所有者が納付を申し出た際は、その軽自動車は申し出た所有者のものとし、第3項は第2項の申し出をした所有者は申し出を撤回できないこととしたものでございます。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君）これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を
求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第8、承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中里学君。

○税務課長（中里学君） 承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専
決処分に関し承認を求めることについてご説明いたします。

この条例は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令の
改正に伴い、国民健康保険税の減額対象範囲の拡大をしようとするものでございます。

新旧対照表の1ページ目でございます。

第23条の部分をご覧ください。第23条は5割軽減、2割軽減について規定されている条項で、
第2項において、5割軽減世帯の世帯員一人当たり控除額について26万5千円を27万円に、第
3号において2割軽減世帯の世帯員一人当たり控除額について48万円を49万円としておりま
す。附則では施行日を平成29年4月1日とし、平成28年度分までの国民健康保険税については
従前のとおりで、平成29年度以後の国民健康保険税について適用することとしております。

施行までに時間的な余裕がなかったことから、平成29年3月31日付けで地方自治法第179条
第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池孝君） 日程第9、議案第1号 大船渡消防署住田分署新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第1号 大船渡消防署住田分署新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

現在の船渡消防署住田分署は、昭和48年4月1日に船渡市と住田町、三陸町を管内とする船渡地区消防等組合が発足して建設されたもので、昭和49年3月に完成し、今年度で44年目を迎えております。建物は老朽化しているため修繕を行いながら使用してきている状況でありますし、駐車スペースも必ずしも十分とは言えない状況にあることから、川向地区に移転新築しようとするものであります。議案書の2枚目が工事概要であります。所在地は世田米字川向80番地7ほか14筆で、具体的には役場庁舎の北川の町道向、運動公園の南側であります。敷地面積は4,957.56㎡。分署棟のほかに訓練塔棟と資機材庫棟の3つの建物を建築するもので、合計の延床面積は1,023.98㎡であります。分署棟は木造2階建てで延床面積は9

25.02㎡、訓練塔棟は鉄筋コンクリート組積造2階建てで延床面積は48.96㎡、資機材庫棟は平屋の鉄筋コンクリート組積造、一部木造で延床面積は50.00㎡であります。3枚目以降に図面を添付してございます。図面の一枚目が全体配置図であります。敷地の中央部に消防操法競技に使用できる広さを確保した駐車場を配置し、分署棟と訓練塔棟は西側に、資機材庫棟は北東側に配しており、駐車台数は55台分であります。図面の2枚目でございます。分署棟の一階の平面図で、消防ポンプ車、救急車及び資材搬送車の車庫、出動準備室、資材庫、仮眠室などを配し、玄関部分には展示なども可能なスペースを確保しております。床面積は561.00㎡であります。図面の3枚目は二階の平面図であります。事務室や団本部室、待機室、和室、倉庫のほか40人程度が入れる会議室も配置しております。床面積は364.01㎡であります。図面の四枚目は町道側の正面の立面図であります。一二階吹き抜けの車庫が中央部に、右側の一階が玄関部分、二階が事務室で、左側の一階が救急資材庫となっております。議員の皆様からの要望が強かったCLTの採用箇所でございますが、目に見える一階と二階の天井と軒の部分、階段の床材に使用することとしております。この工事の入札は指名競争入札方式で5月16日に行い、その結果佐武建設・住田住宅産業・山崎工業特定共同企業体が消費税抜きで4億4千400万円で落札となりました。落札率は98.2%であります。仮契約の日付は平成29年5月19日、契約金額は4億7,952万円であります。工期は議会議決日の翌日から平成30年3月5日までであります。以上説明を終わります。

○議長（菊池 孝君）これから質疑を行います。

発言を許します。

7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君）3点ほど。JVの比率がどういうふうになっているのかお伺いしますとともに、保証金というのが契約金額に対して何パーセントなものかお伺いします。それと一階の平面図のY7、Y9通りのX1、X4の間なんです。シャワー室、浴室のほうの図面を見てみますと、男子のほうはシャワーブースがあるんですが、女子の場合は宿直とかそういうのはもし採用になった場合は夜勤というのがあるのかなのか。女子にはシャワー室が記載されていませんがどういう意味、どういうふうな形で、どういうふうな考え方で女子のほうにはシャワー室がないのかお伺いします。

○議長（菊池 孝君）企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君）わたくしのほうからは一点目と二点目のご質問にお答えいたします。一点目の構成員の支出比率につきましては、株式会社佐武建設さんが60パーセント、住宅産業株式会社さんが20パーセント、有限会社山崎工業さんが20パーセントでございます。

それから契約保証金でございますけれども10パーセント以内というふうになってございます。
以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） わたくしからは女性の署員が配属になった場合についてのご質問にお答えをいたします。一階の平面図の図面で言いますと上の部分に女子の仮眠室が配置してございますし、それから女子用の浴室及びトイレが配置してございます。それで、女性の署員が配属になった場合でも夜間の勤務というものはあるものと捉えておりますし、シャワーについてのご質問でございましたが、この浴室で使用できるものと思っております。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 請負比率なんですが、この6：2：2というのはこれ首長が決めるものなのか。野球場に関しては発注した額というのは4：3：3でやらせた経緯があるんですよ。その、私から言わせれば4：3：3のほうが住田の業者にもそれなりの往々な請負金額になるのではないかと思うんですが6：2：2にした経緯というのはどういうふうな経緯で。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 今回の特定建設工事共同企業体の組織を予備指名する段階で3業者ということでお願いをしております。3業者の場合は最低の出資比率を20パーセントとしてくださいということで指定をしております。なので、最低20：20：60という形になったものと思われま。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 最後ですが、野球場の場合はそういうふうな発注させたのです。住田町の業者にもある程度恩恵があるといえはるんだけれども、なぜ今回6：2：2にしたの。4；3；3だっっていいんじゃないの。それなりの技術の差だとかそれなりの考え方があるの。そうしたらその前に公に6：4：4にするとかさ。そういうふうなことってないの。住田町の業者にもそれなりの恩恵があるような発注の仕方をなぜやらない。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 今回の出資比率の決定に関しては住田町が決めたわけではなくて業者間で決定した内容でございます。

○議長（菊池 孝君） そのほかございせんか。6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） お尋ねをいたします。まずあの、一般質問と決算委員会、予算委員会等でも質疑しておりましたが、住田分署の生活用水あるいは飲料水等の系統の分離というのがなされていたかということでお尋ねいたします。今まであの震災等で新しい消防屯所です

ね、いろいろ各地で出来上がっておりますが災害時の給水システムの安全を図るために生活用水、例えば浴槽とか洗濯とかですね、と飲料水の部分を分離して、配管を分離しているケースがたくさんあるわけです。それらの配慮がなされているのかどうかお尋ねいたします。それから給湯・空調設備の熱には木質バイオマスということでペレットを使用するかと思うんですが、年間どのくらいのトン数が見込まれて、今町内ではプレカットのほうで生産しているわけですがこれが間に合うというふうなことなのかお尋ねいたします。それから今回の分署の建築にあたりまして町内の産業の、木材産業の活性化というのが図れることを期待するわけですが、町内産材の木材の量、利用率というのがどの程度になっているのかお尋ねします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） わたくしからは二点目のペレットの関係をお答えいたします。二点目と三点目でございますが、木質ペレットにつきましてはご存じのとおり気仙プレカット工場で杉の全木、木部のペレット生産を行っているところでございまして、生産能力的には年間1,000トンあるというふうにお聞きしてございます。現在のところ販売実績でいきますと半分程度ということで、役場新庁舎を建設した際もその辺もにらんで供給可能であるということから木質ペレットボイラーを導入した経緯がございまして、それで役場新庁舎の場合は年間30トンほどの消費量でございますので、まだ生産能力はあるものということから、今回の分署につきましても木質ペレットを燃料としたものでございます。それから三点目の木材の使用料でございますが、分署棟、資機材庫棟併せまして概算であります240㎡ほどを使用するというところでございまして、その多くがスギ、カラマツの集成材、あとは先ほども説明申し上げましたが一部CLT材を使用するというような中身でございます。ほとんど町内産を使って考えていただきたいというふうには業者には伝えたいというふうには思っております。それから一点目の生活用水、飲料水等の関係ですが分離していないものと捉えております。ちょっと専門的な分野で、私の範囲では分離していないものというふうに捉えてございます。

○議長（菊池 孝君） 村上 薫君

○6番（村上 薫君） ペレット、木材使用料につきましてはわかりました。一点目の生活用水と飲料水の分離の件についてですが、今回の設計図を見ますと地下のほうに貯水槽、排水層のピットを設けているわけですね。この貯水槽を設けているということは、ほかの例をいいますとこの貯水槽から万が一の時に上水がだめになった、切断されたという場合にはせめて生活用水、洗濯であるとか風呂であるとかですね、洗車とかですね、そういうところに使うようにしているんですよ。ですからシステムを別にして普段はそこをうまく利用しているとい

うふうなことなんですが、せっかく貯水槽を設けるわけですので、こういうような万が一の時の配慮をなすべきというふうに私は思います。ということは、例えば貯水槽も使うことも可能ですし、将来井戸を掘った場合にも分離をしていけばいろいろな使用が可能だというふうに考えますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君

○総務課長（佐藤英司君） 議員からご提案がございましたが、地下の貯水槽についてはスプリンクラー用ということでありましたが、そういったご提案も検討してはということでございますので、今後進めていく中で併せて考えていきたいというふうに思います。

○議長（菊池 孝君） ほかがございますか。3番、瀧本正徳君

○3番（瀧本正徳君） いずれ役場の庁舎と同じように町のシンボルになるのかなという観点でお伺いしたいと思います。さきほどCLT利用についてはその通りということ町産材をもってCLTを作るということなんで、どのような形のルートでもってやろうとしているのかをお伺いしたいなというふうに思います。それから休憩室がそのとおりに設計図の中にあります。あちこちの消防署等見てですね、喫煙スペースの問題がどうもこそとやってるとかね。いろんな話を聞いているんです。そういう中では24時間緊張しながら働いてるわけでございますのでリラックスしながらしかも正確にぱっと動けるようなことにするためにはやはり休憩施設等のそういう施設も大切なのかなというふうに思っているんで、休憩室の中に喫煙スペースがあるのか銅貨を聞きたいと思います。それから先ほど林崎議員の話の中に住田の業者をとという話があったんですが、業者さんのほうで6：2：2と分けてやってるとい話がありました。それは制度とすればこちらのほうからさっき話しがあった4：3：3という形の指定ができるものかどうか確認しておきたいなと思います。いずれ町のシンボルという観点でもってお願いします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君

○総務課長（佐藤英司君） まず一点目のCLTについてでございますが、CLTを生産開始している業者については石巻、あるいは近くでは奥州市、奥州市については昨年あたりから生産を始めているというような情報を得ております。実際陸前高田市の森林組合で事務所を昨年度建設したようでありまして、奥州市からのCLT材を使ったというふうに聞いてございますので、その辺が購入先ルートになるのではないかなというふうに思っております。それから二つ目の喫煙の関係でございますが、一階のですね、平面図をご覧くださいんですが、一階図面の左側に休憩室というふうな部屋がございまして、ここが喫煙の可能な場所という設定で配置しているものでございます。それから三点目のさきほどのJVの構成の関

係ですが、町が条件を付けたのは町内業者は20パーセントを限度として業者間で出資比率を相談の上協定書を出してくださいということで、実際は三つのJVから申請がありまして、三つのJVでは、今回落札した業者は6：2：2でございますが、ほかの業者は4：3：3のJVもあったところございまして、今回落札した業者が6：2：2という結果となったものでございます。以上です。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君

○3番（瀧本正徳君） CLTの製造、利用についてはいいと思います。二つ目の喫煙スペース等については世の中の動きもありますんで、その辺はきちんとやってほしいなと、休憩室でどんと、そこで喫煙OKですよという場所はありませんので。そういう中では区分けきちんとできるような形にしてほしいと思います。それから最後の6：4：4の業者のその分について、林崎議員からの話のとおりだと私は思うんです。いずれ地元の産業をですね、生業をきちんと拡大していくというのが原点でございますのでそういう中では使えるチャンスというのは大いに使ってほしいというふうに思うんで、6：2：2だったらだまって4：3：3のほうがずっとずっとね、金額は別にしてもそういうふうに見えるんですがその辺の考え方をお伺いしたいなと思います。

○議長（菊池 孝君） 町長、多田欣一君

○町長（多田欣一君） いずれ基本的にこれは業者にゆだねられている中身だというふうにとらえています。その中で一番いいのは町内の業者でもってやれるのが一番いいわけです。そうすると町内で100なわけですので。そのためにはどうしても特定建設業の資格がなければなりません。その特定建設業の資格を持った業者さんが町内にいないというようなことのためにどうしても気仙地区までひろげなければならない。そうすると気仙地区の業者さんと住田の業者さんとでもってどの比率でやるかというのを決めていただけるんだろーと思っていただきますので、町内の業者の比率を高くしてくれというお願いはできるけれどもそれ以上のことはできないということです。

○議長（菊池 孝君） 瀧本正徳君

○3番（瀧本正徳君） そうすると、例えばどこに頼もうとも自由だよということが制度的にはそうなっているという解釈でよろしいのか。わかりました。

○議長（菊池 孝君） 5番、佐々木春一君

○5番（佐々木春一君） こだわるわけではないんですけども、7番議員、3番議員やったこのJVの比率の関連で、工事発注する前提のことも考えながらというふうなことで言うと、今回は敷地造成から建築までということの一括発注になるだろうと思うんですけども、J

Vの構成から見ても工事内容を見ると地元業者の工事をする比率が高くなるのではないかとみられるということから言っても業者にゆだねるとは言いながらもある程度その比率のところはそういう発注の工事内容も踏まえながら対応すべきではないかというふうにも捉えられるわけですがその辺の考えをお伺いします。あともう一つは全体配置図の平面図のところ、出来上がってからややもするとこうすればということがこれまでもありましたので確認しますけれども、全体配置図の上のほうの野球フェンスとバイオマスボイラーの配置スペースのところ、排水のコンクリートマスのところを見るとほぼフェンスと接地している状況に見えますし、境界線もフェンスと接地しているように見えるので、これらのあとの維持管理のところを考えると、野球フェンスと分署の境界線の部分若干でも通路がとれるくらいの配置を検討すべきと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） ここで、5番、佐々木春一君の質問に対する答弁を保留し、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時11分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

休憩前に保留いたしました5番、佐々木春一君の質問に対する答弁を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） わたくしのほうからは一点目の質問にお答えいたします。業者の出資比率という質問でございますけれども、先ほど来町長、総務課長が答弁した通りでございますけれども、今回の住田分署の新築工事にかかわっては、概算工事費で4億以上を超えるものでございましたし、管工事・電気設備等議員おっしゃるとおり下請け施行が必要となる工事でございます。先ほど町長も答弁で申しあげましたとおり町内の建築A業者は一般建築業者でありますことから建設業法で定める6,000万円以上の下請け契約の締結ができません。特定建設事業者の資格がなければできませんということになります。そうなる町外の特定建設業者一社に頼むということもできるわけですが、今回は公共木造建築による木の町住田としての町のシンボリック存在の大規模木造建築という特殊な工事でもあることから町内業者の育成という観点からも町内の建築業者と町外の特定建設業者とのJVを組むのが望ましいということで、発注をかけたところでございます。出資比率につきまし

ては先ほど来申し上げておりますとおり3業者の場合は最低20パーセント以上にしてくださいねというふうなお示しをしておりますけれども、その内容の決定につきましては業者間で決定するものでございます。さきほど総務課長も申し上げましたが今回のJVの申請のあった業者の中には40：30：30という割合を決めて出していた業者もおります。ということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（菊池 孝君） 総務課長、佐藤英司君

○総務課長（佐藤英司君） わたくしからは二点目のご質問にお答えをいたします。分署棟のボイラーでございますが、役場庁舎で使用しているものと同じ木質ボイラーを導入しようと考えてございまして、そのボイラーの周りはフェンスで囲む予定にしております。それからフェンスと野球場の塀の間でございますが、通路として通れるようにしておりますので、管理上も問題はないものと捉えてございます。

○議長（菊池 孝君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 大船渡消防署住田分署新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

〔「意義なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 大船渡消防署住田分署新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（菊池孝君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第10回住田町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員